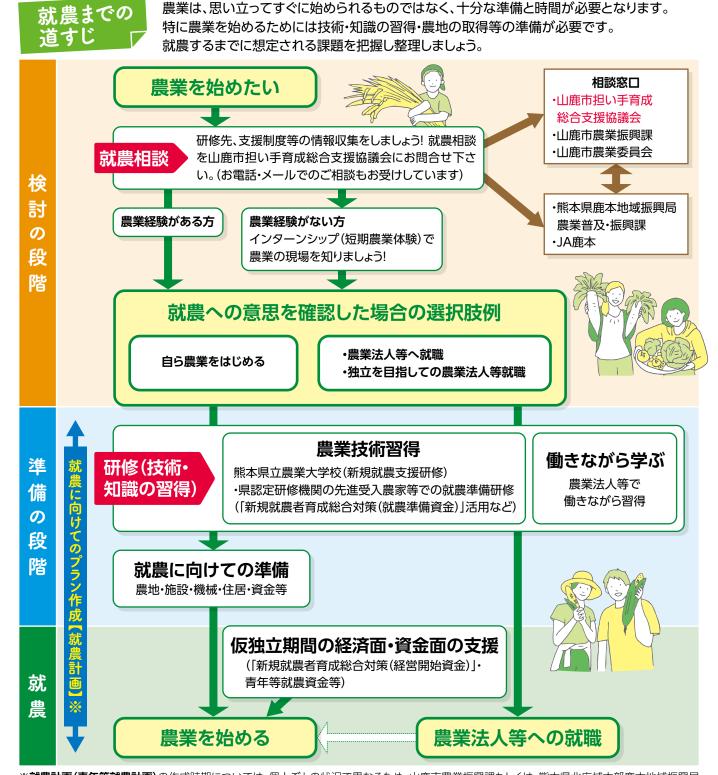




# 山鹿市では、 農業の新規就農をサポート/

菊池川流域に広がる肥沃な大地と、中山間地の山里の恵み、そして畜産など、農業は山鹿市の基幹産業です。新規就農、あるいは退職後に農業を始めようというお考えの方を、山鹿市では支援しています。農業は豊かな自然の中で、農産物を育てる大切な仕事。最近は、環境保全の観点からも農業が注目されています。さまざまな支援制度を利用して、農業にチャレンジ!! 毎月第3水曜日に新規就農相談会を開催しています。(事前予約が必要です。)

就農までのイメージ



※就農計画(青年等就農計画)の作成時期については、個人ごとの状況で異なるため、山鹿市農業振興課もしくは、熊本県北広域本部鹿本地域振興局農業普及・振興課へご相談ください。



# くまもと農地バンクの活用

# 農地を貸したい方、農地を借りたい方へ

## 農地の貸し借りを円滑に行うため、熊本県農業公社が公的な立場でサポートします。

「農地バンクくまもと」は、農地を貸したい方(出し手)と、農地を借りたい方(受け手)の間に入って、農地の貸し付け、借り入れの相談や、受け手の募集、賃借料の徴収・支払いなどを行います。

# 農地を貸したい方[出し手]

①お預かりした農地は、受け手が 耕作できなくなった場合でも、 「農地バンクくまもと」が関係 機関と協力し次の受け手を探 します。

②借り入れの期間終了後は、農 地をお返しします。(延長も可 能です)

③賃借料は「農地バンクくまも と」が受け手から徴収し、お支 払いします。

# 農地バンクくまもと

市町村、農業委員会、 JA、熊本県地域振興局 などと連携・協力して サポートします。

借り入れ

貸し付け

## 農地を借りたい方[受け手]

- ①まとまりのある農地を借り受けて、農作業の効率化を図れます。
- ②出し手が複数でも賃借料の支 払いは「農地バンクくまもと」 に一本化できます。
- ③万一、出し手が子供の代に移っても、契約期間中は変わらず 耕作ができます。

農地バンクくまもと〈農地中間管理機構〉の仕組み

農地を 貸したい方 [出し手]

- ●熊本県知事がトップを務める熊本県農業公社が運営します。
- ●賃借料の徴収・支払いや、面倒な手続き関係は、当機構が行います。

農地を 借りたい方 [受け手]

## ①貸付申込書の提出

所定の「農用地等貸付申込書」を農地が所在する市町村役場、またはJAの担当窓口にご提出ください。申込書は受付窓口、もしくは熊本県農業公社のホームページからダウンロードできます。

## ②申し込み内容の確認

申込書に記載された農地が、市街化区域でないか、 再生不能な遊休農地でないか等を確認します。

#### ③借入候補地として登録

確認された農地は、借入候補地として登録します。

#### ①借受申出書の提出

所定の「農用地等借受申出書」を市町村、JA、または「農地 バンクくまもと」にご提出ください。記入の際は、希望する 地区を明記ください。申出書は受付窓口、もしくは熊本県 農業公社のホームページからダウンロードできます。

# ②氏名・応募内容の公表

1ヵ月ごとに応募いただいた方の氏名、応募内容を当機構ホームページで公表します。農地を借り受けるためには、 氏名などが公表されることが必要です。

# ③借受希望者として登録

公表された方を、借受希望者として登録します。

#### マッチング

農用地等の貸付先決定ルールに基づき、農地と借受希望者を結び付けます。

# ④農地の借り入れ

マッチングされた農地は、諸手続きを行い、 「農地バンクくまもと」が借り入れます。 借入期間は原則10年以上(5年まで短縮可)となります。

# ④農地の貸し付け

マッチングされた農地は、諸手続きを行い、 「農地バンクくまもと」を通して貸し付けられます。 貸付期間は原則5年以上となります。

農地の活用方法で お困りの方は、お気軽に ご相談ください! 【お申し込み・お問い合わせ】

山鹿市担い手育成総合支援協議会 (山鹿市農業振興課) TEL.0968-43-1556

熊本県農業公社 農地中間管理機構駐在員 (熊本県北広域本部 鹿本地域振興局) TEL.0968-44-2120

# 認定農業者の手続が簡単になりました

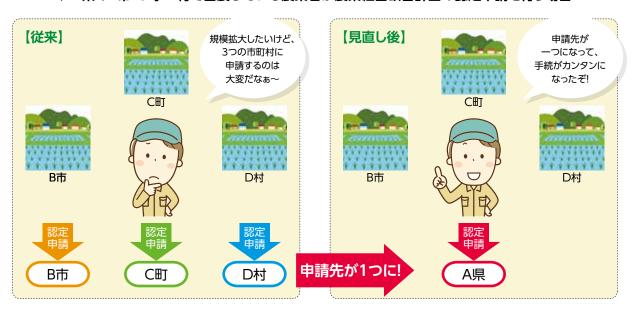
複数市町村で農業を営む農業者の場合は、市町村に代わって**都道府県又は国が農業経営改善計画の認定手続**を一括で行います。(2020年4月から実施)

※現在、認定を受けている農業経営改善計画の有効期間中は、直ちに都道府県又は国への認定申請を行う必要はありません。

# 国・都道府県・市認定が始まります!

従来、複数の市町村で営農する場合は、それぞれの市町村に経営改善計画の認定申請を行う必要がありましたが、営農区域ごとに申請先を一本化します。

#### ▶A県のB市・C町・D村で営農している農業者が農業経営改善計画の認定申請を行う場合



# 国・都道府県・市認定の申請先

農業経営を営む区域が、複数市町村にまたがる場合、

- 単一都道府県内に存する場合は都道府県知事
- 複数都道府県にまたがる場合は国(地方農政局長又は農林水産大臣) に認定を申請することになります。
- 農業経営を営む区域が単一市町村の範囲内の場合は、従来どおり市町村に認定を申請します。

## 【認定申請先】

農業経営を営む区域			認定庁
山 鹿 市 内			山鹿市長
複数 市町村に またがる	熊本県内		熊本県知事
	複	数都道府県にまたがる	
		単一地方農政局の管区内	地方農政局長
		複数の地方農政局の管区にまたがる	農林水産大臣

# 電子申請による手続も可能になります!



# お問合せ先

# 山鹿市担い手育成総合支援協議会

(山鹿市 経済部農業振興課内 TEL.0968-43-1556)

〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987-3 代表メール nshin@city.yamaga.kumamoto.jp